高校部ガンバッタ 共同購入 大幅改善！

7月・交渉で当局窮地に

昨年12月の突然の導入以来、財務課との折衝、交渉を粘り強く続けてきた。が、ついに組合側の要求を全面的に見け入れた形で、今年度の導入が決まった。

とりまとめ校が予算執行を行うのではなく、契約はグループごとで支払いは各学校でできるスタイル。

7月の交渉時、財務課は「事前にスケジュールを公表しているので突然の導入ではない」とくり返していた。しかし、事前に公表されていた内容は、『グループ内の事務長で業者選定委員会を作る』『グループ内共同で現場説明会を実施する』『各学校ごとに契約事務を行う』『履行・検査・請求書・受理・支払いは、これまでどおり行う』となっていた。またスケジュールも『10月契約準備、11月見積合わせ・契約』となっていた。

昨年度実施されたのは、公表とは全然違うひどいものだった。そのことを高校部がつつつ追及すると、財務課は急に面切れが悪くなり、明確な回答を出せなくなってしまった。交渉は、緊迫したまま折衝に、移されることに。

その後も追及つづけ改善

それからも折衝を続けたが、ついに説明会の1週間前に、支払い方法の大幅な改善案が出された。「学校グループ」は、こちらの要求した改善にはならなかったが、予算執行では、大幅な負担軽減になった。

説明会当日に、グループ打ち合わせの時間と場所を設けるように申し入れたが、これも全面的に採用された。

また、灯油の共同購入は見送りになった。これも折衝で、昨年度試行した結果、契約金額で成果が出なかったこと、給油方法などの仕様が各校でまちまちであり、グループで共同購入するメリットがないと訴えそのまま受け入れられた。導入しない理由として説明会でもそのまま話された。

現場軽視許さず、現場から提案へ

当局に対して、『No! リー』と言うことが大きな前進につながった。職務改善は、当局側から押しつけられるものではなく、我々自身が考えて現場から提案していく必要を強く感じた。

現場を知っている事務職員の組合だからこそ出来たこと。これからも当局からの理不尽な提案に対しては、強い態度で臨んでいきます。

休憩時間問題 ―― 知事部局で決着！！

当局の一律60分にして15分勤務時間延長の提案に対し、県職労は、45分希望者もいることから「原則45分とし、60分希望者を認める。」と押し返した。

学校では、休憩時間確保もままならず、そちらが先だ。交渉で再三追及してきた。

知事部局とは違う状況にあるので、みなさんの意向をききながら慎重に検討したい。

「能力不足職員に関する要綱」施行 ―― 要求書・交渉で歯止めをかける

知事部局ですでに始まっているが、教育庁もついに導入。学校支部は導入に当たって、

①当局の恣意的認定は行わない ②公平性・透明性・客観的基準の確保、③病休者には適用しない ④予定者からも充分な聞き取りをする、など要求した。

実態をいえば、昨年の知事部局では、8人対象。研修後内、4人が復帰、2人が再研修、2人が退職に追いこまれた。1人は退職勧告に納得せず、分限処分も考えられたが、結局勧告見け入れとなったようだ。

学校支部としては、当局に対し、今後交渉で歯止めをかけていく。

11.7(土) 学校事務集会（ときわ会館）開催される

学校支部では毎年、さいたま市の学校事務ネットと共催で、学校事務（業務）の現状や課題の勉強と情報交換のため集会を開いてきた。今回も、メインは「学校事務センター」と「業務要託」。遠くは、夜行バスで岩手・山口から、東京都も駆けつけてくれ、思いがけなく、豪華メンバーによる全国レベルの情報が飛び交った。

岩手県で4月から先行実施した業務職の民間要託では、従事者が「こんな仕事やってられない！」（こんな幅広い）と3人も辞めるなど、民間要託の実情が明かされ、印象に残った。「学校事務センター」は、全国的な流行だが、どんな事態にもたじろがず、しぶとく戦って行くことが確認された。

管理指導での団体会計、申し入れ

今年度、団体会計をあたかも事務職員の仕事のようにみなし、注意指導する例があった。

団体会計は、その団体の責任で処理するのが原則であり、公務ではない。当局は「校長が服務等の面で指導助言することがあっても、個々の事務職員に公務外の責任を負わせることはない。」と明言した。「行き過ぎがあったらすぐ言ってください。」とのこと。

この点については、前年度監査事務局にも申し入れ済み（既報）。

教育局も監査事務局も、行き過ぎがないよう内部で一致してもらうことになった。

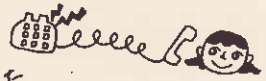

カンパのお願い

少数職種の、事務・業務・司書のため
全力で頑張ります！！！
「中央労働金庫さいたま支店・普通5771574
名義　自治労埼玉県職員労働組合学校支部会計　石山博」
または、表記P－BOXまで80/90円切手で。
私たちは、貴方を孤立させません。
孤立しがちな貴方を全力で守ります。

加入届　（表記まで、FAX可。プライバシーは守ります）

200年　月　日

私は自治労埼玉県職員労働組合に加入したいので届けます

氏名	学校名
自宅住所　（〒　　）	
連絡先電話	